

# 輸入統計品目表改正

平成25年11月財務省告示第三百四十三号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
01.06		その他の動物（生きているものに限る。）			01.06		その他の動物（生きているものに限る。）		
0106.11		— 哺乳類			0106.11		— 哺乳類		
§		(省略)			§		(同左)		
0106.14					0106.14				
0106.19		— その他のもの			0106.19		— その他のもの		
	010	—— 食肉目	NO	KG		012	—— 食肉目	NO	KG
	030	—— 翼手目	NO	KG		019	—— フエレット	NO	KG
		—— 齧歯目				030	—— その他もの	NO	KG
	041	—— ハムスター	NO	KG		041	—— 翼手目	NO	KG
	042	—— モルモット	NO	KG		042	—— 齧歯目	NO	KG
	044	—— チンチラ	NO	KG		044	—— ハムスター	NO	KG
	045	—— りす	NO	KG		045	—— モルモット	NO	KG
	046	—— ラット	NO	KG		046	—— チンチラ	NO	KG
	047	—— マウス	NO	KG		047	—— りす	NO	KG
	049	—— その他のもの	NO	KG		049	—— ラット	NO	KG
	090	—— その他のもの	NO	KG		090	—— マウス	NO	KG
0106.20		(省略)			0106.20		—— その他のもの	NO	KG
		— 鳥類					(同左)		
0106.31					0106.31		— 鳥類		
§		(省略)			§				
0106.33					0106.33				
0106.39	000	— その他のもの	NO	KG	0106.39		— その他のもの	NO	KG
						010	—— はと目		

# 輸入統計品目表改正

平成25年11月財務省告示第三百四十三号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名		単位
		I	II		I	II	
0106.41 § 0106.90	(省略)			0106.41 § 0106.90	—— その他のもの  (同左)		NO KG
29.29 2929.10	その他の窒素官能基を有する化合物 — イソシアート — ジフェニルメタンジイソシアート — トルエンジイソシアート (トリレンジイソシアート)	KG	KG	29.29 2929.10 020 010	その他の窒素官能基を有する化合物 — イソシアート — ジフェニルメタンジイソシアート — トリレンジイソシアート	KG KG	KG KG
2929.90	— その他のもの (省略)	KG	KG	090	— その他のもの (同左)	KG	KG
38.24	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業 (類似の工業を含む。) において生産される化学品及び調製品 (天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)			38.24	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業 (類似の工業を含む。) において生産される化学品及び調製品 (天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)		
3824.10 § 3824.83 3824.90	(省略)			3824.10 § 3824.83 3824.90	(同左)		
100	— その他のもの — チューンガムベース (砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く。)	KG	KG	100	— その他のもの — チューンガムベース (砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く。)	KG	KG
200	— 脂肪酸混合物の誘導体	KG	KG	200	— 脂肪酸混合物の誘導体	KG	KG
300	— ナフテン酸並びにその塩 (水溶性のものを除く。) 及びエステル	KG	KG	300	— ナフテン酸並びにその塩 (水溶性のものを除く。) 及びエステル	KG	KG

# 輸入統計品目表改正

平成25年11月財務省告示第三百四十三号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
	910	--- その他のもの ---- オクタブロモジフェニルオキシド及びヘプタブロモジフェニルオキシドを主成分とする混合物並びにジブロモネオペンチルグリコールを主成分とする混合物		KG	910		--- その他のもの ---- オクタブロモジフェニルオキシド及びヘプタブロモジフェニルオキシドを主成分とする混合物並びにジブロモネオペンチルグリコールを主成分とする混合物		KG
	920	---- 5' -リボヌクレオチドカルシウム及び5' -リボヌクレオチドニナトリウム --- その他のもの		KG	920		---- 5' -リボヌクレオチドカルシウム及び5' -リボヌクレオチドニナトリウム --- その他のもの		KG
	992	---- 修正テープ（交換用のものを含み、小売用にしたものに限る。）	NO	KG	991		---- 小売用の容器入りにした修正液	NO	KG
	999	---- その他のもの		KG	992		---- 修正テープ（交換用のものを含み、小売用にしたものに限る。）	NO	KG
61.06		女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			61.06		女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6106.10	↓	(省 略)			6106.10	↓	(同 左)		
6106.20					6106.20				
6106.90		— その他の紡織用繊維製のもの --- ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ			6106.90		— その他の紡織用繊維製のもの --- ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ		
010		--- <u>ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの</u>	NO	KG			--- <u>ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの</u>		
	030	--- その他のもの	NO	KG	011		---- 羊毛製又は纖獸毛製のもの	NO	KG
					012		---- その他のもの	NO	KG
							---- その他のもの		

# 輸入統計品目表改正

平成25年11月財務省告示第三百四十三号

新					旧				
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
82.07	020	— その他のもの  手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。）用又は加工機械用の互換性工具（例えば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壤せん孔用の工具を含む。）	NO	KG	82.07	013 019 020	— 羊毛製又は纖獸毛製のもの — その他のもの — その他のもの	NO	KG
8207.13	§	(省略)			8207.13	§	(同左)		
8207.80					8207.80				
8207.90	010	— その他の互換性工具 — 作用する部分にダイヤモンドを使用したもの	KG		8207.90	010 020	— その他の互換性工具 — 作用する部分にダイヤモンドを使用したもの — 作用する部分に焼結した金属炭化物を使用したもの	KG	
	090	— その他のもの	KG			090	— その他のもの	KG	KG
84.71		自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）			84.71		自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）		
	8471.30				8471.30				

# 輸入統計品目表改正

平成25年11月財務省告示第三百四十三号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
\$	8471.60	(省略)			\$	8471.60	(同左)		
8471.70		— 記憶装置			8471.70		— 記憶装置		
	010	—— 主記憶装置		NO		010	—— 主記憶装置		NO
	030	—— 磁気ディスク装置		NO		030	—— 磁気ディスク装置		NO
	050	—— 光ディスク装置		NO		040	—— CD-ROM装置		NO
	090	—— その他のもの		NO		050	—— 光ディスク装置		NO
8471.80					8471.80		090	—— その他のもの	NO
\$	8471.90	(省略)			\$		(同左)		
85.08		真空式掃除機			85.08		真空式掃除機		
		— 電動装置を自蔵するもの					— 電動装置を自蔵するもの		
8508.11		(省略)			8508.11		(同左)		
8508.19	000	—— その他のもの	NO	KG	8508.19		—— その他のもの		
						010	—— 電池内蔵式のもの		NO
						090	—— その他のもの		NO
8508.60					8508.60				
\$	8508.70	(省略)			\$		(同左)		
85.29		第85.25項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品			85.29		第85.25項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品		
8529.10		(省略)			8529.10		(同左)		
8529.90		— その他のもの			8529.90		— その他のもの		

# 輸入統計品目表改正

平成25年11月財務省告示第三百四十三号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
95.03 9503.00	111 112 113 190 900	--- ディスプレイモジュール ---- 液晶式のもの ---- 画面対角が59センチメートル未満のもの ---- 画面対角が59センチメートル以上76センチメートル未満のもの ---- 画面対角が76センチメートル以上のもの --- その他のもの -- その他のもの	NO NO NO NO NO	KG KG KG KG KG	111 112 113 190 900	95.03 9503.00	--- ディスプレイモジュール ---- 液晶式のもの ---- 画面対角が59センチメートル未満のもの ---- 画面対角が59センチメートル以上76センチメートル未満のもの ---- 画面対角が76センチメートル以上のもの --- <u>プラズマ式のもの</u> --- その他のもの -- その他のもの	NO NO NO NO NO	KG KG KG KG KG
		三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル					三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル		
	100 210	- 車輪付きがん具及び人形用乳母車 - 人形（人間を模したものに限る。）	NO	KG KG	100 210	9503.00	- 車輪付きがん具及び人形用乳母車 - 人形（人間を模したものに限る。）	NO	KG KG
		--- 人形（服を着せてあるかないかを問わない。） --- 部分品及び附属品					--- 人形（服を着せてあるかないかを問わない。） --- 部分品及び附属品		
	221 229	--- 衣類、衣類附属品、履物及び帽子 --- その他のもの - がん具（人間以外の生物又は動物を模したものに限る。）	KG KG	KG KG	221 229	9503.00	--- 衣類、衣類附属品、履物及び帽子 --- その他のもの - がん具（人間以外の生物又は動物を模したものに限る。）	KG KG	KG KG

# 輸入統計品目表改正

平成25年11月財務省告示第三百四十三号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名		単位
		I	II		I	II	
311	— 詰物をしたもの —— 紡織用纖維の織物製又はプラスチック製のもの	NO	KG	311	— 詰物をしたもの —— 紡織用纖維の織物製又はプラスチック製のもの		NO
319	—— その他のもの — その他のもの —— 紡織用纖維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの	NO	KG	319	—— その他のもの — その他のもの —— 紡織用纖維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの		NO
323	——— プラスチック製のもの	NO	KG	321	——— 紡織用纖維の織物製のもの		NO
329	——— その他のもの	NO	KG	322	——— 卑金属製のもの		NO
390	—— その他のもの — パズル	NO	KG	323	——— プラスチック製のもの		NO
410	— 卑金属製又はプラスチック製のもの	NO	KG	390	—— その他のもの — パズル		NO
490	— その他のもの — 電気式鉄道車両（線路、信号機その他の附属品を含む。）、縮尺模型の組立てキット並びにその他の組立てセット及び組立てがん具	NO	KG	410	— 卑金属製又はプラスチック製のもの		NO
510	— 卑金属製又はプラスチック製のもの	KG		490	— その他のもの — 電気式鉄道車両（線路、信号機その他の附属品を含む。）、縮尺模型の組立てキット並びにその他の組立てセット及び組立てがん具		NO
590	— その他のもの — 楽器類（がん具に限る。）及びその他のがん具（セットにしたものに限る。）	KG		510	— 卑金属製又はプラスチック製のもの		KG
610	— 紡織用纖維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの	NO	KG	590	— その他のもの — 楽器類（がん具に限る。）及びその他のがん具（セットにしたものに限る。）		KG
690	— その他のもの — その他のもの	NO	KG	610	— 紡織用纖維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの		NO

## 輸入統計品目表改正

平成25年11月財務省告示第三百四十三号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	--- 紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの				--- 紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの		
911	---- 紡織用繊維の織物製のもの	NO	KG	911	---- 紡織用繊維の織物製のもの	NO	KG
912	---- 卑金属製のもの	NO	KG	912	---- 卑金属製のもの	NO	KG
913	---- プラスチック製のもの	NO	KG	913	---- プラスチック製のもの	NO	KG
990	--- その他のもの	NO	KG	990	--- その他のもの	NO	KG